

バイオ・ナノテクフォーラム会則

(名 称)

第1条 社団法人未踏科学技術協会（以下「協会」という。）は、定款第7条に基づき、協会にバイオ・ナノテクフォーラム（英文名：Bio-Nanotechnology Forum、以下「フォーラム」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 フォーラムは、産学官及び海外との交流を通じて、バイオ・ナノテクノロジーに関する研究開発の方向を探り、その進歩と応用への発展を図ることを目的とする。

(事業活動)

第3条 フォーラムは、第2条の目的を達成するため、バイオ・ナノテクノロジーに関する次の事業を行う。

- (1) シンポジウム、ワークショップ等の開催
- (2) 内外の関係団体及び技術者・研究者との交流
- (3) 調査研究及びその成果の普及
- (4) 研究者の海外からの招へい及び海外への派遣
- (5) 刊行物の発行
- (6) その他、目的を達成するために必要な事業活動

(設置期間)

第4条 フォーラムの設置期間は特に定めない。ただし、3年毎に活動の見直しを行う。

(幹事会)

第5条 フォーラムに幹事会を置き、次の者をもって構成する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 幹 事 数名
- (4) 監 事 2名
- (5) 企画委員会委員長
- (6) 企画委員会副委員長
- (7) その他会長が必要と認めた者

(企画委員会)

第6条 幹事会に企画委員会を置き、次の者をもって構成する。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 数名
 - (3) 委 員 数名
- 2 企画委員会は、フォーラムの事業活動を企画・運営し、幹事会を補佐する。

(幹事・委員等の選任)

第7条 会長は、幹事の互選による。

- 2 副会長は、幹事会の承認を得て、会長が選任する。
- 3 幹事は、幹事会の承認を得て、会長が選任する。
- 4 監事は、幹事会の承認を得て、会長が選任する。
- 5 企画委員会委員長は、幹事会の承認を得て、会長が選任する。
- 6 企画委員会副委員長は、幹事会の承認を得て、企画委員会委員長が選任する。
- 7 企画委員会委員は、幹事会の承認を得て、企画委員会委員長が選任する。

(幹事等の職務)

第8条 幹事等の職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、フォーラムを代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 幹事は、幹事会を構成し、フォーラムの事業活動を企画し、審議及び推進する。
- (4) 監事は、フォーラムの会務を監査する。

(名誉会長)

第9条 フォーラムに名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は幹事会の承認を得て、会長が指名する。

(顧問)

第10条 フォーラムに顧問を数名を置く。

- 2 顧問は、幹事会の承認を得て、会長が指名する。
- 3 顧問は、フォーラムの重要事項に関して、幹事会の相談に応じる。

(会員)

第11条 会員は、フォーラムの目的及び事業に賛同して入会した団体会員及び個人会員とし、その種別、資格および会費は細則に定める。

- 2 会員の入会および退会は原則として幹事会の承認を必要とする。幹事会が開催できない場合は、迅速な処理のため、書面による幹事会で承認を得ることが出来る。
- 3 会員は、フォーラムの行う事業に優先的に参加できる。

(会費)

第12条 会員は、1会計年度につき幹事会において別に定める会費を前納するものとする。

(会計)

第13条 フォーラムの経理は、協会の行う他の事業に係る経理と区分して、特別の会計を設けて行うものとする。

(会計年度)

第14条 フォーラムの会計年度は4月1日から3月31日の間とし、途中入会の場合も年会費の額は変わらないものとする。
また、退会等の場合も既納の会費は返却しないものとする。

(事務局)

第15条 フォーラムの事務の処理は、協会が行う。

(会則の変更)

第16条 本会則の変更は幹事会の承認を得て会長が行う。本会則の変更に当たっては、協会の理事会の承認を得るものとする。

(細則)

第17条 本会則を施行するために必要な細則は、幹事会の承認を得て会長が定める。

(附則)

第1条 本会則は、平成18年6月7日より施行する。

(細則)

第1条 フォーラムの会員の種別、年会費（1口）、資格・特典は別紙の通りとする。